

9月は世界アルツハイマー月間 9月21日は世界アルツハイマーデー



共に生き

ともに歩もう

認知症



世界アルツハイマーデー
(認知症の日)

9月21日は世界アルツハイマーデー（認知症の日）です。公益社団法人 認知症の人と家族の会

1994年「国際アルツハイマー病協会」(ADI)は、世界保健機関(WHO)と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、認知症への正しい理解が進むことを目的に世界中で啓発活動が行われています。日本でも、全国各地でイベントや動画配信など、さまざまな取り組みが行われています。

世界アルツハイマー月間にちなんで、認知症を正しく理解していただくため、日南病院の認知症サポート医である高見 徹 医師から、2023年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(通称:認知症基本法)」について教えていただきました。この認知症基本法では、9月を「認知症月間」、9月21日を「認知症の日」と定めています。

【認知症基本法の誕生】

日南病院 認知症サポート医

高見 徹 医師

1. 認知症施策の変遷

日本の認知症施策は、1963年の老人福祉法が制定されたことが最初です。これにより措置制度[※]での運用が始まりましたが、中高所得者は排除されていました。1972年有吉佐和子氏の小説「恍惚の人」が発表されました。ご存じの方も多いと思いますが、認知症の人が生きることやその人を介護する家族の大変さを明らかにして大きな話題となりました。これが認知症の人が世間に知られるようになった最初であったと思います。

次に認知症の人が表舞台に登場したのは2000年の介護保険法施行のときです。介護保険により認知症の人がどんな介護サービスを使うようになりその実態も明らかになってきました。2015年の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)では「たとえ認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をつくらう」と宣言されています。

※措置制度…行政が職権で必要性を判断し、サービスの種類・提供機関を決定する仕組み

2. 認知症基本法 (2024年制定)

この認知症基本法の骨子は「共生社会」と「基本的人権」です。第一条では共生社会について、「共生社会とは「認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会」と定義しています。第三条第一項では認知症の人の基本的人権について「すべての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として自らの意思によって日常生活および社会生活を営むことができるようにすること」がうたわれています。

3. 認知症への対応

認知症は、認知機能の低下により日常生活や社会生活に問題が生じて暮らしにくくなっている状態です。従って、認知症によって生じる様々な問題はその生活の中にあることが多いと思います。何ができて何ができなくなってきたのかを把握してうまく生活を続けられる支援をしていくことが大事です。

